#### 滋賀県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等(以下「高等学校等」という。)を中途退学した後再び、高等学校等のうち滋賀県内に所在するものであって地方公共団体以外が設置するもの(以下「対象高等学校等」という。)で学び直す生徒(以下「生徒」という。)に対し、国が定める高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)に基づく滋賀県私立高等学校等学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。)を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

#### (補助対象)

- 第2条 学び直し支援金の補助対象は、次の各号の全てに該当する対象高等学校等の生徒のうち、次条に規定する知事による受給資格の認定を受けた者(以下「支給対象者」という。)とする。
  - (1)日本国内に住所を有する者
  - (2) 法第2条に規定する高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を 卒業または修了していない者
  - (3) 法第3条第2項第2号に該当する者
  - (4) 平成26年4月1日以降に法第2条に規定する高等学校等に入学した者(高等学校等就学支援金に係る新制度の対象者であった者(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第90号)による改正後の法第5条に規定する高等学校等就学支援金の受給権者であった者または同法第3条第2項第3号に該当することにより高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者(同号に該当することを予測し、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。)をいう。)に限る。)
  - (5) 法第2条に規定する高等学校等を退学したことのある者
  - (6) 学び直し支援金(都道府県が実施する同種の支援金を含む。)の支給を通算して12月(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号。以下、「令」という。)第2条第1項に規定する高等学校等定時制課程等にあっては24月)以上受けていない者
  - (7) 学び直し支援金を受給しようとする者が、生徒が履修する科目の単位数に

応じて授業料の額を定める高等学校等(以下、「単位制高等学校等」という。) に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数および学び直し支援金の支給対象単位数の合計が74を超えていない者

- (8) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者(法第3条第 2項第3号に該当しない者)
- 2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号。) 第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

## (学び直し支援金の額)

- 第3条 学び直し支援金は、支給対象者がその初日において支給対象高等学校等に 在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、一月につ き、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額(その額が支給限度額を超 える場合にあっては、支給限度額)とする。
- 2 支給対象高等学校等が令第4条第1項に定める高等学校等である支給対象者であって、その保護者等の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を 軽減する必要があるものに対して支給される学び直し支援金に係る前項の規定の 適用については、同項中「支給限度額」とあるのは、「支給限度額に加算額を加 えた額」とする。

#### (受給資格の認定等)

- 第4条 学び直し支援金の支給を受けようとする生徒は、在学する対象高等学校等の設置者(以下「学校設置者」という。)を通じて、知事に対し、対象高等学校等における就学について学び直し支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。
- 2 前項に規定する受給資格の認定に関し、その他必要な事項については、別途、 知事が定めるものとする。

## (学校設置者への委任および代理受領)

- 第5条 支給対象者は、学び直し支援金の受領および受領に必要な事務手続きについて、学校設置者に委任するものとし、学校設置者は、支給対象者から委任された学び直し支援金の受領および受領に必要な事務手続きを受任するものとする。
- 2 学校設置者は、交付を受けた学び直し支援金を、当該支給対象者の授業料に係 る債権の弁済に充当するものとし、他の用途に流用してはならない。

#### (交付申請)

第6条 第4条の規定により生徒が受給資格の認定を受けたときは、学校設置者は、 別記様式第1号の交付申請書に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に 提出しなければならない。

# (交付決定)

- 第7条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請に 係る書類等により当該申請の内容を審査し、学び直し支援金を交付すべきものと 認めたときはその交付を決定するものとする。
- 2 知事は、交付を決定したときは、その内容を学校設置者に通知するものとする。
- 3 学校設置者は、前項の規定により交付決定の通知を受けたときは、その内容を 支給対象者に通知するものとする。
- 4 前2項の規定は、次条に規定する交付の変更および第10条に規定する額の確定 について準用する。

# (交付の変更)

- 第8条 学校設置者は、交付の決定を受けた後、交付決定の内容に変更が生じると きは、あらかじめ別記様式第2号により変更交付の申請を知事に提出しなければ ならない。
- 2 知事は、前項の変更交付の申請があったときは、その内容を審査し、交付の決定を変更すべきものと認めたときは、変更交付の決定をするものとする。

#### (実績報告)

第9条 学校設置者は、学び直し支援金の交付を受けた年度の3月31日までに、別記様式第3号の実績報告書を知事に提出しなければならない。

## (額の確定)

第 10 条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき 学び直し支援金の額を確定するものとする。

#### (交付の方法)

- 第11条 学び直し支援金の交付は、原則として前条の規定により交付すべき当該学 び直し支援金の額を確定した後に行うものとする。ただし、知事が必要であると 認める場合は、その全部または一部を概算払することができる。
- 2 学校設置者は、前項の規定により、概算払により、学び直し支援金の交付を受けようとするときは、別記様式第4号の支払請求書を知事に提出しなければならな

V10

## (交付決定の取消し)

- 第12条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、交付の決定(変更 交付の決定を含む。以下同じ。)の全部もしくは一部を取り消すことができる。
  - (1) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、全部または一部が必要でなくなった場合
  - (2) 交付を受けた者が、本要綱、交付の決定の内容その他法令またはこれに基づく知事の処分もしくは指示に違反した場合

## (支援金の返還)

- 第13条 知事は、前条の取消しを行った場合には、当該取消しに係る部分に関し、 既に学び直し支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じる ものとする。
- 2 交付を受けた者は、前項の規定により返還を命ぜられ、これを納付期限までに 納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納 額について年10.75パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければな らない。
- 3 知事は、前項の場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、当該 延滞金の全部または一部を免除することができる。

#### (標準事務処理期間)

- 第14条 標準事務処理期間は次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 第7条第1項の規定による交付の決定は、第6条の規定による申請があった日から起算して40日以内に行うものとする。
  - (2) 第8条第2項の規定による変更交付の決定は、同条第1項の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
  - (3) 第10条の規定による額の確定は、第9条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

#### (関係書類の整備)

第 15 条 学び直し支援金の交付を受けた学校設置者は、その収支を明らかにした帳簿、証拠書類その他関係書類を備え、学び直し支援金を受領した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

#### (指示または検査)

第 16 条 知事は学び直し支援金の交付を受けた者に対して必要な指示をし、または 書類、帳簿等の検査を行うことがある。

## (機密保持)

第17条 学校設置者は、学び直し支援金の交付にあたって支給対象者およびその保護者等について知り得た事実を他に漏らしてはならない。

# (電子情報処理組織による申請等)

第18条 第6条の規定に基づく交付の申請、第8条第1項の規定に基づく変更交付の申請、第9条の規定に基づく実績報告、第11条第2項の規定に基づく支払請求については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

# (その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

## 付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

# 付 則

この要綱は、平成29年2月27日から施行し、平成28年度の支援金から適用する。 付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の支援金から適用する。 付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の支援金から適用する。 (経過措置)

この要綱の施行の日前から学び直し支援金の受給資格の認定を受けている者については、第2条第1項第6号および第7号の規定は、令和2年7月1日から適用する。

## 付 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行し、令和3年度の支援金から適用する。

# (別表)

		定額授業料の場合	単位制授業料の場合
高等学校 全日制	支給限度額	9,900円/月	4,812円/単位
			※通算74、年間30単位まで
	加算額	14,850円/月	7,218円/単位
高等学校 定時制	支給限度額	9,900円/月	4,812円/単位
			※通算74、年間30単位まで
	加算額	14,850円/月	7,218円/単位
高等学校通信制	支給限度額	9,900円/月	4,812円/単位
			※通算74、年間30単位まで
	加算額	14,850円/月	7,218円/単位
中等教育学校後期課程	支給限度額	9,900円/月	4,812円/単位
			※通算74、年間30単位まで
	加算額	14,850円/月	7,218円/単位
専修学校 高等課程	支給限度額	9,900円/月	_
	加算額	14,850円/月	_
各種学校	支給限度額	9,900円/月	_
	加算額	14,850円/月	_